

電子契約サービス提供業務

企画提案審査要領

令和 8 年 4 月
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「電子契約サービス提供業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

契約候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 採点項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

区分	評価項目	評価内容	配点
事業者評価	提案概要の 的確性	仕様書の内容を的確に捉え、本事業を効果的かつ効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。	5
	事業実績	1 官公庁において、本事業の内容と類似の事業を行った実績はあるか。 2 複数自治体による共同運用（又は運営・調達）の導入支援を行った実績はあるか。	10
企画提案・ プレゼンテーション 評価	機能面	1 サービスが視認性や操作性、機能性に優れているか。 2 サービスが追加機能や他システムへの連携などに対応できる拡張性に優れているか。 3 情報漏えい、不正侵入等を防止するための情報セキュリティ対策が十分に確保されているか。 4 大規模災害等に対する災害対策が十分に確保されているか。 5 機能面やセキュリティ面等において、他のサービスと比較して優位性があるか。	25
	導入支援	1 職員向けの操作説明会及び利用事業者向けの操作説明会の内容は適切なものとなっているか。 2 職員及び利用者向けのマニュアル等の整備は十分なものとなっているか。 3 サービス利用促進に対する提案は十分なものとなっているか。 4 本県が予定している導入時期を考慮したスケジュールとなっているか。	20
	運用保守	1 利用者からの問合せ等に対し、迅速にサポートできる体制が確保されているか。 2 職員からの問合せに等に対し、迅速にサポートできる体制が確保されているか。 3 契約終了時のデータの取り扱いについて、適切な手法により実施される提案になっているか。また、業務のサポートは十分なものになっているか。 4 データのバックアップは、適切な手法により実施されているか。 5 県における契約の相手方が変更となった場合、データの引継ぎ方法やサポート体制は十分なものになっているか。	25
	費用面	費用対効果に優れた積算金額となっているか。	5
	操作デモ	1 職員及び事業者にとって、簡易で操作しやすいシステムか。 2 締結済データの保存・閲覧・削除・検索等は適切に行えるか。	10
合 計			100

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会でのプレゼンテーション・操作デモに基づいて行うものとする。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーション・操作デモに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (3) (2)の評点の合計点に基づいた順位を、県に報告するものとする。